

令和7年国勢調査春日井市実施本部設置要綱

(設置)

第1条 令和7年国勢調査（以下「国勢調査」という。）の実施に当たり、効果的な実施体制を整え、調査の万全を期するため、令和7年国勢調査春日井市実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 実施本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 調査区の設定等に関する事。
- (2) 指導員及び調査員に関する事。
- (3) 調査対象の把握及び調査の広報宣伝に関する事。
- (4) 調査書類の配布、回収及び審査に関する事。
- (5) 市区町村要計表等の作成及び調査書類の進達に関する事。
- (6) 前各号に掲げる事務に附帯する事務に関する事。

(組織)

第3条 実施本部に本部長、主幹、副主幹、主査及び本部員を置き、本部員を除き、それぞれ次の表に掲げる職にある者をもって充てる。

実施本部構成員	職名
本部長	産業部長
主幹	経済振興課長及び経済振興課主幹
副主幹	経済振興課長補佐のうち市長が指名する者
主査	経済振興課統計担当主査

2 本部員は、職員のうちから市長が任命する。

(職務)

第4条 本部長は、実施本部を統括する。

- 2 主幹は、本部長の命を受け、国勢調査の実施に関し、企画及び運営を掌理する。
- 3 副主幹及び主査は、上司の命を受け、国勢調査の実施に関する企画及び運営に参加し国勢調査の事務を処理する。
- 4 本部員は、上司の命を受け、国勢調査の事務を処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、実施本部の運営について必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行し、令和8年3月31日限り、その効力を失う。